

これまでの請求額

(単位万円)

	配偶者	親	子
死 者 者 者	800	300	
重 病 者 者	400	200	
労 働 不 能 者 者	700	300	親子100
労 働 可 能 者	600	200	

水俣病訴訟弁護団（山本茂雄団長、三百四十人）と水俣病患者家庭訴訟派（渡辺栄蔵代表、三十一世帯、原告数百二十四人）は、チソに対する損害賠償（慰謝料）の請求額を大幅増額することを決めたが、これは新潟水俣病、富山イタイイタイ病訴訟の請求額を上回り、公害裁判史上記録的な損害賠償請求額となる。

熊本・水俣病裁判では、慰謝料と逸失利益を区別した損害賠償額の増額を決定したが、これには新潟水俣病、富山イタイイタイ病訴訟の請求額を上回り、公害裁判史上記録的な損害賠償請求額となる。

一方、他の公害裁判では、富山イタイイタイ病が四日に倍増を決定している。それまでの請求額は死者が五百万円、患者は四百万円だった。同訴訟は慰謝料一本。二十九日に判決言い渡しが予定されている新潟水俣病は、死者・

死者は千六八百万円

公害裁判のトップに

水俣病損害 賠償額で

求方式を取つてきいたが、今回の増額には逸失利益をも加味したと弁護団では書つてある。これまで患者家族との了解点は、死者・重症者本人は、従来の八百万円から倍増して一千六百万円、家族は四百万円から百万円の幅があるがその一・五倍増額。しかし軽症者については将来病状悪化などの懸念があるため、現在の患者本人六百円の倍増一千二百円では不安が残るとしている。今後弁護団でこれらを考慮して請求金額を決定するが、請求総額は現在の約七億三千万円から十数億円に達する見込み。

したがつて、これらのの中で熊本・水俣病が最高の請求額となる見通し。これに対し弁護団側は「世論の支持を失わないような、しかも今後の公害補償のモデルともなるような点から、現在の時点に立つてギリギリの線に落ち着かせたのだ」と語っている。